

平成28年度  
第2回熊本市総合教育会議  
(資料)

<目次>

出席者名簿	・・・・・・・・	P 1
協議事項	・・・・・・・・	P 2
報告事項	・・・・・・・・	P 1 2

政策局 総合政策部 政策企画課

## 出席者名簿

### 【熊本市】

市長 大西 一 史

### 【熊本市教育委員会】

教育長 岡 昭 二

委員 森 徳 和

委員 泉 薫 子

委員 出 川 聖尚子

委員 小屋松 徹 彦

委員 西 山 忠 男

## 協議事項

### 1 教員が子どもと向き合う時間の拡充について

#### (1)概要

核家族化の進展や共働き世帯の増加、地域社会における交流の希薄化により、従来であれば家庭や地域が担っていた役割も学校に過度に期待されるようになるなど、学校を取り巻く環境は、以前にも増して複雑化・困難化している。このようなことから、学校や教員に求められる役割は、拡大するとともに多様化し、それが学校現場の多忙化につながり、教員が子どもと向き合う時間が不足している。

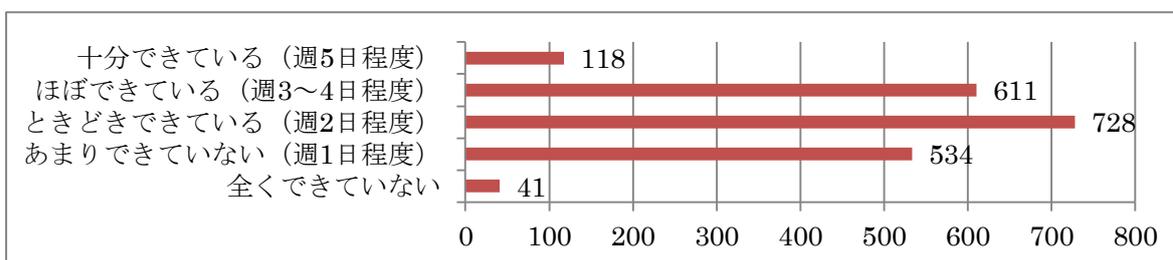
そこで、教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間の拡充を図るため、保護者が抱える学校教育に関する悩みや不安の解決を図るための専門家の配置や小学校の運動部活動の見直し、さらには、教員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教員の相談体制の充実や教員自らの資質能力の向上など、学校が一つのチームとして力を発揮するための体制づくりを推進するとともに、社会全体で子どもたちを支援する体制を構築する。

#### (2)現状

本市では、学校現場における業務の実態や負担感の状況を把握するため、平成25年度に「教職員の負担軽減に関するアンケート」を実施し、小学校教職員2,332名、中学校教職員1,359名から回答を得た。アンケートの結果は以下のとおり。

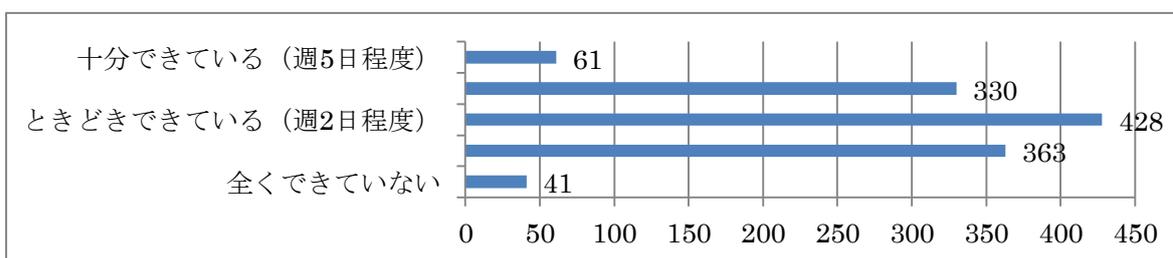
##### ①子どもと向き合う時間の確保

###### 【小学校】



※全体の28.3%が、「あまりできていない」、「全くできていない」と回答

###### 【中学校】



※全体の33.0%が、「あまりできていない」、「全くできていない」と回答

##### ②学校において負担感の大きい業務（上位3項目）

小中学校ともに、「部活動指導」「保護者対応」「外部からの各種調査」

##### ③負担感を解消し、子どもと向き合う時間を確保するために改善すべきこと、必要なこと

（上位3項目）

小中学校ともに「講師・学級支援員など人的支援」「部活動指導」「少人数学級の拡充」

### (3)本市の主な取組

#### ①学校教育コンシェルジュについて

##### (ア)概要

学校教育に詳しい相談員4人を「学校教育コンシェルジュ」として配置し、保護者等からの学校教育に関するあらゆる相談に応じるもの。必要に応じてスクールソーシャルワーカーや弁護士等とも連携をしながら、学校や家庭など現場に出向いて対応する等、内容に応じた支援を行う。学校教育コンシェルジュが中立・公平な立場で助言・支援等を行い早期解決に資することにより、教職員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間の拡充を図るもの。

##### (イ)相談日時

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）午前10時～午後6時

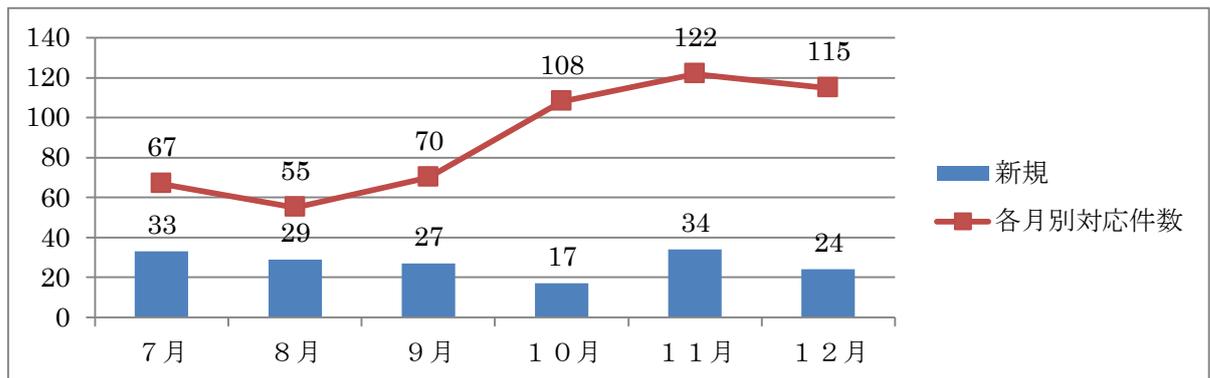
##### (ロ)場所

熊本市こどもセンター「あいぱるくまもと」2階教育相談室

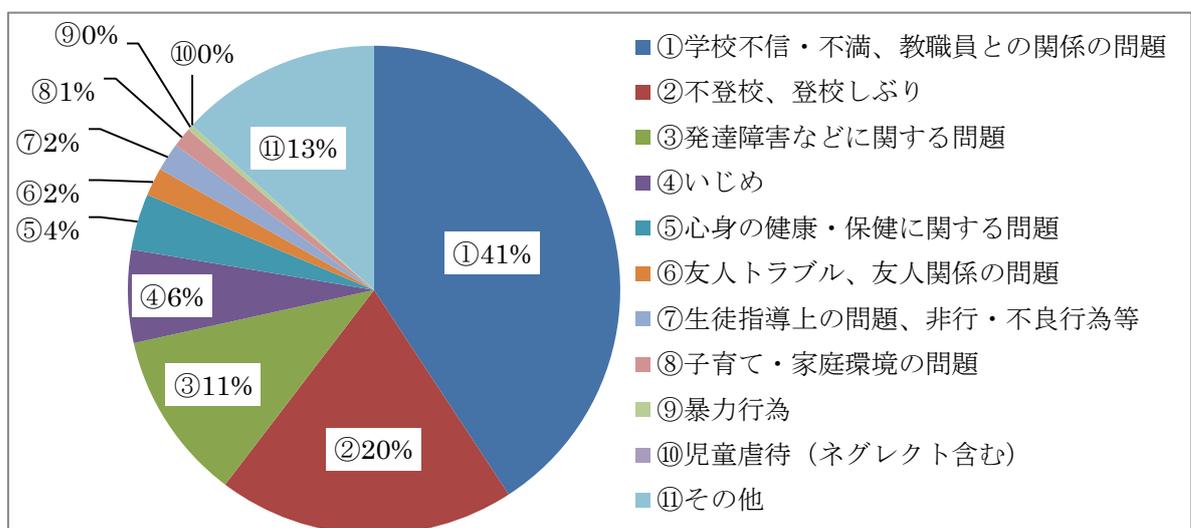
##### (ハ)開始時期

平成28年7月1日～

##### (ニ)月別対応件数の推移



##### (ホ)相談内容の内訳



## ②小学校運動部活動の見直しについて(小学校運動部活動社会体育移行支援モデル事業)

### (ア)概要

教員が子どもと向き合うことができる時間を確保することを目的とした業務の軽減を図るため、小学校の運動部活動の社会体育移行を希望する学校に対し、指導者の派遣や社会体育移行に関する相談等の支援を行う。

### (イ)実施時期

平成 28 年 12 月 27 日～3 月 31 日

### (ウ)業務内容

#### ○指導者派遣

部活動指導者の派遣を希望する学校への指導者派遣

- ・指導者派遣状況：3校、4種目（派遣予定を含む）

#### ○社会体育への移行相談

- ・運動部活動を社会体育へ移行する保護者説明会等への同席
- ・社会体育移行の方法等に関する学校の相談対応

#### ○アンケート調査の実施・分析（社会体育へ移行するにあたっての課題）

教育委員会が策定を予定している、熊本市の運動部活動の今後の方針である「熊本市立小学校の運動部活動について」等を踏まえ、2月下旬から3月上旬を目途に、指導者、児童、保護者、学校及び教員を対象としたアンケートを実施。

項目例：指導者の確保に必要な条件、総合型地域スポーツクラブ等の受け皿の整備状況、保護者の認識・要望の確認（移行のためにかかる経費や傷害保険等）

## 2 大規模災害時の学校における避難所運営の見直しについて

### (1) 概要

熊本地震を踏まえて、学校における避難所運営について、多くの問題点や課題が市民アンケートや学校長からの意見等で見えてきた。

発災時には学校・地域・行政が連携を行い、いち早く避難所を開設し、運営に取り掛かる為の組織を発災前から作る必要がある。

これらの問題点を踏まえて「熊本市地域防災計画」の見直しを進める中で、指定避難所である小中学校における避難所運営（特に、発災後の初動 3 日間）に関して次の見直しを検討している。

### (2) 学校施設の復旧状況及び避難所機能の強化

#### ①熊本地震の際の問題点

- ・ブレース（筋交い）等の破損により、避難所として使用しなかった体育館もあった。
- ・多目的トイレ等の整備がされていない避難所では、障がいのある方・高齢者の方にとって利用しにくいものであった。

#### ②学校施設の復旧状況

- ・工事については、文部科学省の査定が終了したものから随時工事を発注
- ・学校（園）の施設ごとの復旧状況（※1）
  - 校舎（対象 138 校（園））は、完了約 26%、工事中約 56%、未着工約 18%
  - 体育館等（対象 112 校）は、完了約 31%、工事中約 45%、未着工約 24%

（※H28.12 末現在）
- ・被害が大きく使用禁止とした体育館等 26 施設のうち、改築予定の 4 校を除き、卒業式等を考慮して内部工事を優先的に実施

#### ③避難所機能の強化

- ・災害時の飲料水確保が可能な貯水機能付き給水管は 28 校に設置済
- ・トイレ排水に利便性の高い中水道設備は 15 校に設置済
- ・次年度以降は、老朽化した給水施設の更新に伴う貯水機能付き給水管の整備及び障がいのある児童生徒への対応と併せた多目的トイレの設置を予定

### (3) 小学校区単位での避難所運営組織の事前設置

#### ①熊本地震の際の問題点

- ・避難所の鍵が届かず避難所開設の遅れ
- ・行政と地域、学校との連携不足により避難所運営に様々な支障
- ・指定外の避難所及び車中の避難者等の把握に遅れ

#### ②見直しのポイント

##### (ア) 避難所の近隣在住職員を避難所運営担当として配置

- ・体育館及び校門のスペア鍵を預かり避難所に参集
- ・発災後から 3 日間をめぐりに初動の避難所運営に参加
  - （3～4 日目以降は避難所毎に課を割当または他都市から応援）
- ・校区避難所運営組織の打合せや訓練等に参加

### (1) 事前に校区単位の避難所運営組織を設置

- ・ 行政、地域、施設管理者（小中学校等）により設置
- ・ 校区内の避難所に関する役割分担、連絡体制、訓練計画等の打合せ
- ・ 定期的な避難訓練等の実施

### 【避難所運営組織のイメージ図】



### ③期待される効果

- ・ 避難所開設の迅速化
- ・ 事前の役割分担や訓練による発災直後からの避難所運営の円滑化  
(地域主体の自主的な避難所運営)
- ・ 校区単位の避難所運営組織による指定外の避難所及び車中の避難者等の把握の迅速化

### (4) 災害時の物資確保について

#### ①熊本地震の際の問題点

- ・ 全市的に断水し、発災直後2～3日間の避難所における飲料水の不足  
(分散備蓄の量が不足。学校への分散備蓄には備蓄スペースの課題)
- ・ 県外から配送されたが、物資集積所での受入が混乱。避難所への配送遅れ

#### ②見直しのポイント

##### (ア) 飲料水の確保

- ・ 行政による備蓄は避難数11万人を想定し1日分として22万リットル
- ・ 企業との災害協定により、小中学校への拠点配送(熊本市内5支店から指定避難所へ直接配送)
- ・ 小中学校等の指定避難所への災害対応型自動販売機(備蓄水ボックス付)の設置検討  
(九州内では佐賀県武雄市、福岡県古賀市で導入実績あり)

#### ③期待される効果

- ・ 小中学校に日常から大量の飲料水を備蓄するスペース不要  
(現在、備蓄スペース不足で体育館、空き教室、廊下等で保管している状況)
- ・ 発災直後1日分を備蓄、2日以降は営業所から配送されるシステムが構築

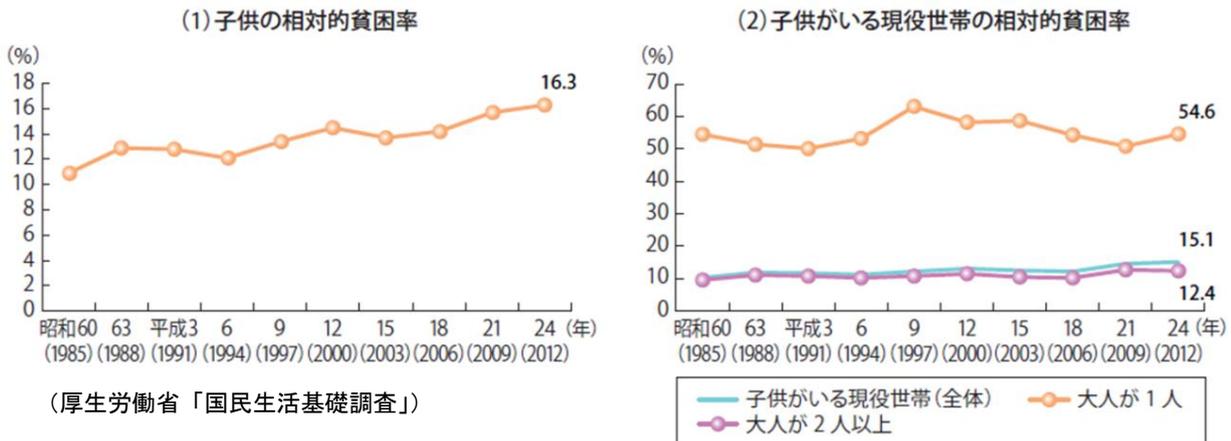
### 3 子どもの貧困対策について

#### (1) 概要

##### ① 子どもの相対的貧困率（※1）

日本の子どもの相対的貧困率は 1990 年代半ばから概ね上昇傾向であり、平成 24 年には 16.3%となっている。

子どもがいる現役世帯（※2）の相対的貧困率は 15.1%であり、そのうち大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 54.6%と、大人が 2 人いる世帯に比べて非常に高い水準。



※1 相対的貧困率とは、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出。

※2 現役世帯とは、世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯のこと。

#### ② 国の動向等

##### (ア) 国の動き

H25.6 月 子どもの貧困対策の推進に関する法律成立（H26.1 月施行）

H26.8 月 子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定

##### (イ) 法・大綱の概要

#### 【子どもの貧困対策の推進に関する法律（抜粋）】

(目的)

第一条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 【子どもの貧困対策大綱（参考資料）】

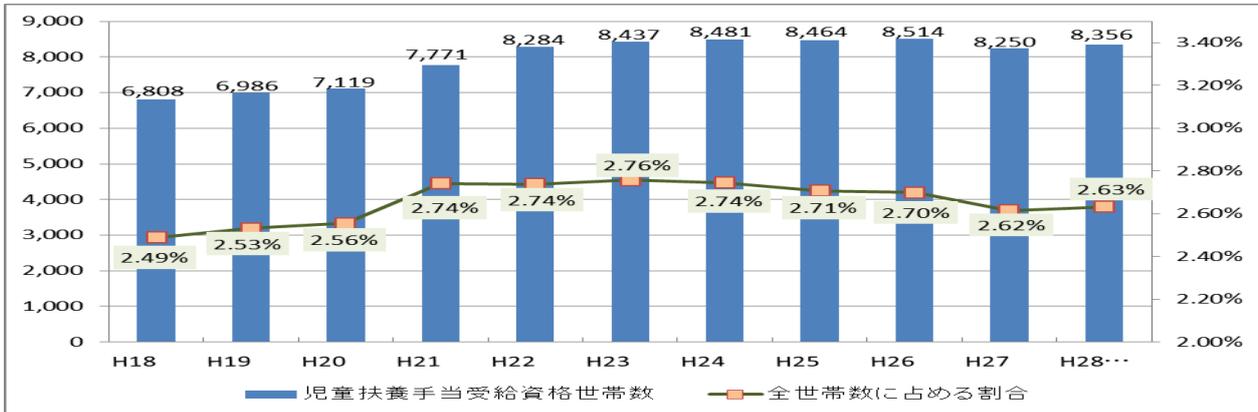
## (2)本市の現状（事例）

### ①児童扶養手当（※3）受給者数の推移

#### 【現状】

- ・児童不要手当の受給者数は、合併後、8千世帯を超える数で横ばいで推移。
- ・同様に、全世帯数に占める受給世帯の割合は、2.6～2.7%で横ばい。

※認定者数は各年度末、H28は12月末



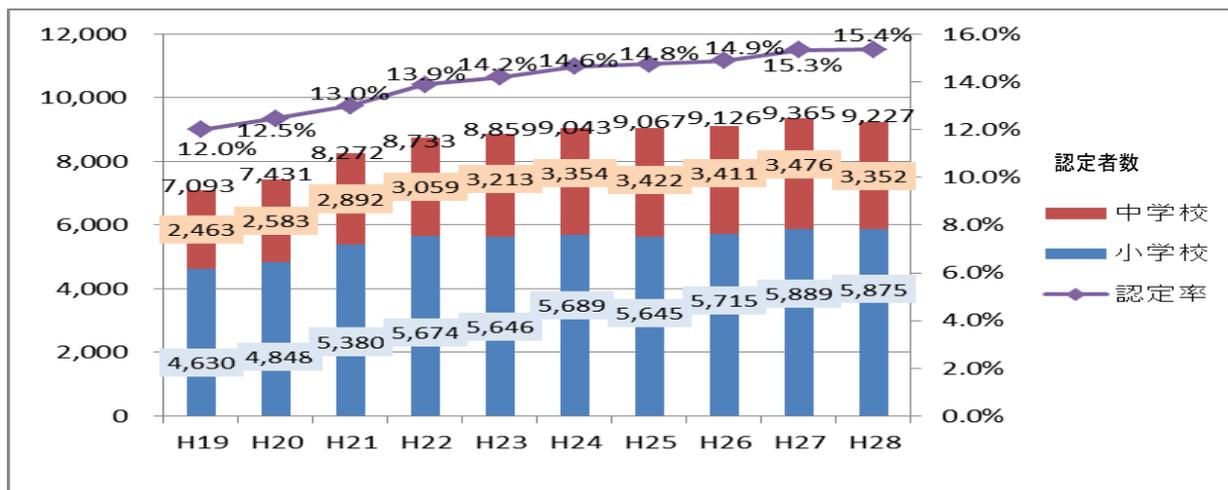
※3 児童扶養手当とは、父母の離婚等で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるもの。

### ②就学援助（※4）認定者数の推移

#### 【現状】

- ・就学援助の認定率は、児童生徒数が減少傾向の中、年々、増加傾向にある。
- ・「文部科学省 「平成 25 年度就学援助実施状況等調査」等結果」によると、全国では、平成 24 年度までは増加傾向にあったが、平成 25 年度は減少している。（平成 26 年度以降は公表されていない。）

※各年度末(H28年度は12月末)



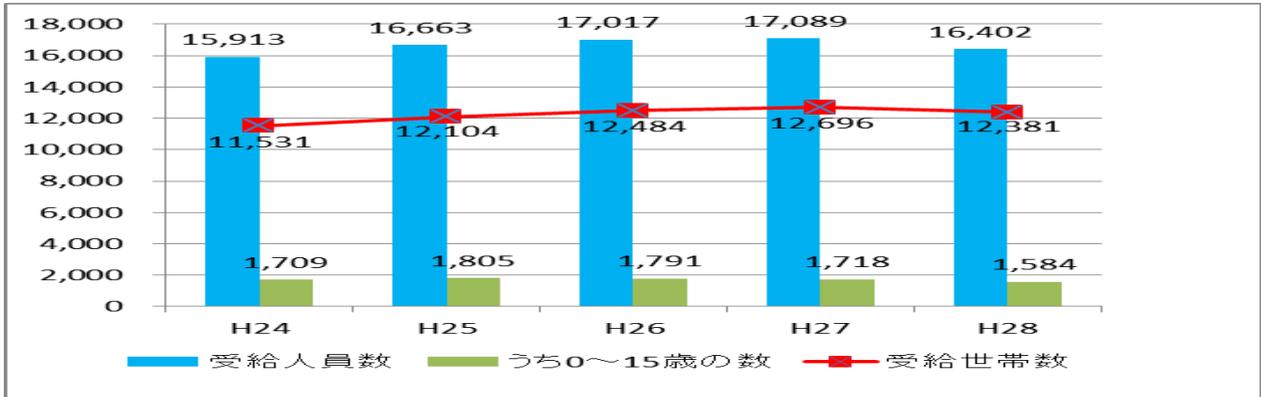
※4 就学援助とは、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助するもの。

### ③生活保護受給世帯数・受給者の推移

#### 【現状】

- ・生活保護の受給者数・受給世帯数は、合併後、概ね横ばいで推移している。
- ・同様に、全受給者に占める子どもの数も横ばい。
- ・政令指定都市 20 市の中で本市の保護率は中位である。

※各年度は平均値(H28年度は12月現在)

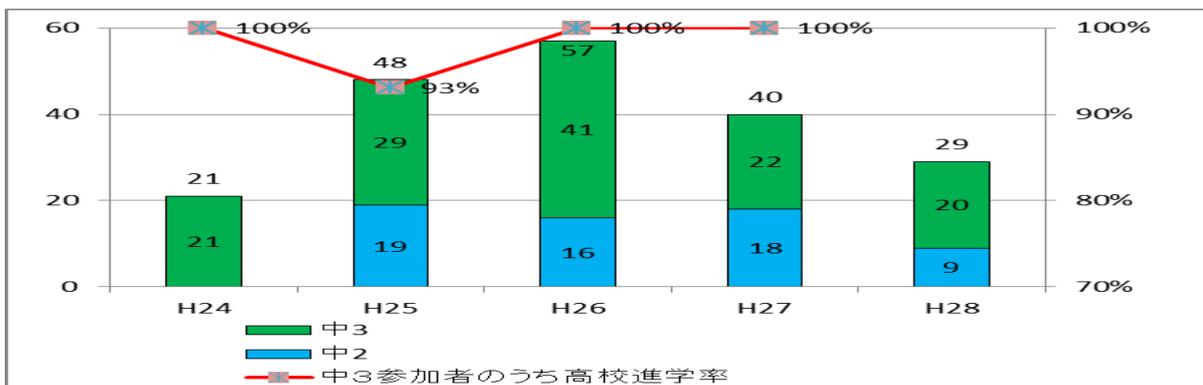


### ④子どもの学習支援(※5) 事業利用者の推移

#### 【現状】

- ・平成 26 年度の参加者はほぼ定員に達したものの、平成 27 年度以降は定員に満たない状況。参加しない理由で「会場が遠い」「部活動で多忙」との声があったため、受託者による送迎や部活動後の途中からの参加など、柔軟な対応を実施。
- ・事業名に「貧困の連鎖の防止」と入っていたが、より事業へ参加がしやすいように「熊本市子どもの学習支援事業」へ名称変更。
- ・今年度中に生活保護担当者の個別訪問等で早期の面談を行い、事業趣旨を丁寧に説明し、参加勧奨を行う予定。

※各年度は総数(H28年度は12月末現在の時点)



### ※5 子どもの学習支援事業

#### 【概要】

生活保護世帯の中 2・3 年生等を対象に、高校進学等に向けた児童の基礎学力の向上のための学習機会を提供し、将来の夢や目標を持てる様な助言や支援を行い貧困の連鎖の防止を図る。平成 24 年度に中学 3 年生を対象に事業開始し、翌年以降は中学 2 年生まで対象を拡大。

#### 【内容】

NPO 法人への委託により主に以下を実施。

- ・各区のコミュニティセンター、委託事業者事務所にて、基礎学力向上のための学習会  
(定員 60 名/年、通常は週 2 回・各 2h、受験前等は週 3 回・各 3h)
- ・進路・生活相談(月 1 回、必要に応じ随時)
- ・親子を交えての交流会、講習会、研修会(年 10 回程度)
- ・高校中退防止のためのアフターフォロー(同窓会、個別相談等)

### (3)本市の取組概要

#### ①「子ども輝き未来プラン（H27.3月策定）」における「子どもの貧困対策」関連施策の位置づけ

##### 熊本市子ども輝き未来プラン(抜粋)

###### 基本方針① 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

(中略)

###### 施策5 母子・父子家庭の自立支援の推進

成果指標: 母子・父子家庭自立支援プログラム策定者のうち、就職に結びついたものの割合(H25 67%⇒H31 79%)

- ①子育て・生活支援 ②就業支援、養育費の確保 ③経済的支援  
(事業)ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子・父子自立支援員設置事業、  
母子・父子家庭自立支援プログラム策定員設置事業、養育費相談員設置事業、  
児童扶養手当給付、ひとり親家庭医療費助成、母子寡婦福祉資金貸付事業 など

###### 施策6 子どもの貧困対策の推進

成果指標: 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率(H25 94.8%⇒H31 98.9%)

- (事業)小・中就学援助、奨学金貸付事業、学習支援事業、自立相談支援事業 など

###### 施策7 子育てにおける経済的支援の適切な実施

児童手当、子ども医療費 等

#### ②熊本市子どもの貧困対策庁内連絡会議の設置（H28.3月）

##### 【目的】

- ・主に小学生から中学生を持つ家庭を対象とした貧困の実態把握
- ・庁内の各実施主体における貧困対策の実施状況の情報共有・連携方策の検討
- ・国・県・他自治体・民間団体における事業実施状況の把握、情報共有
- ・その他、関連事業や関係課、国・県・民間団体との連携等の調査研究

##### 【構成課】

健康福祉局…保護管理援護課、児童相談所、子ども支援課  
教育委員会…教育政策課、学務課、総合支援課、指導課

#### ③子どもの生活実態調査（子どもの貧困調査）の概要（H29年度実施予定）

##### 【目的】

- ①子どもの貧困にかかる生活実態の把握と分析
- ②震災に伴う生活急変による子どもへの影響の把握と分析

##### 【想定する調査対象】

- ①子どもを持つ世帯（子ども本人と親）
- ②特に経済的要因等で支援を要する要支援世帯
- ③学校、施設等関係者など支援者

##### 【調査内容例】

- ①経済面  
(子どもに支出できないもの、支払いできないもの、就学援助等経済的支援の利用状況)
- ②生活面(衣食住、社会性、医療・保健)  
(欠食・孤食等食事の状況、食料・文具・教材等の購入控え、放課後の過ごし方、学校・地域行事への参加、相談先、医療サービス等の受診控え)
- ③教育面(学習状況、学習塾・習い事、進学意向、将来の夢)
- ④健康・精神面(健康・精神状態、自己評価、不安感・不信感)
- ⑤制度等の利用状況・認知度

以上の項目に、被災による変化等を加える。

##### 【調査方法】

- ①子どもを持つ世帯へのアンケート調査
- ②要支援者への個別アンケート
- ③学校、施設等関係者など支援者へのヒアリング

#### (4) 今後の方向性

##### ① 行動計画等の策定の検討

子どもの生活実態調査の分析結果を踏まえた行動計画等を策定し、子ども輝き未来プランに掲げる「子どもの貧困対策」の実行性を高める。

##### ② 民間活力と行政施策との連携

貧困の世代間連鎖の解消のため、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、例えば、学習支援等の学力向上の取組みや、民間の「子ども食堂」といった民間活力と行政施策との連携方策を検討する。

##### ③ 教育と福祉の連携

子どもの貧困対策として、相談窓口・相談体制を含め、学校・教育委員会と子育て・福祉部門との情報共有や連携方策といった体制整備を検討する。

#### 【参考】子ども食堂の動き

##### ○ 設立・運営状況（H28.12月現在）

- ・ 食堂数：市内に 12 団体・個人で設立・運営中。設立準備中の団体あり。
- ・ 開催頻度：食堂によって相違あり、週 1 回から月 1 回程度。
- ・ 参加規模：10 人～50 人規模。
- ・ 活動内容：食事提供、食育活動、居場所づくり、学習支援、多世代交流など
- ・ 対象者：小学生限定、高校生以下、など限定あるものの広く地域の子どもを対象としている食堂が多い。

また、多世代交流として高齢者等も対象に含めているところあり。

- ・ 参加費：無料～数百円の低料金、大人のみ負担など

##### ○ 運営上の課題

- ・ 開催場所、運営資金・食材・スタッフ確保など
- ・ 地域の子どもへの呼びかけ、特に支援が必要な子どもへのアプローチが困難
- ・ 地域の学校等との連携方策

##### ○ 子ども食堂団体ワークショップの開催（市主催）

子ども食堂主催者及びフードバンク等の支援者が会するワークショップを H27 年度から開催し、食堂間の情報共有や支援者とのマッチングの機会づくりの場としている。

## 報告事項

### 1 今後のスケジュール(案)

今後のスケジュール(案)については、下表のとおりである。

実施時期	会議内容
平成29年 8月頃	平成29年度第1回総合教育会議
平成30年 2月頃	平成29年度第2回総合教育会議 ※平成29年度の取組の検証 ※平成30年度の取組

\* 総合教育会議は、上表のほか、必要に応じて随時開催する。